

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デイリーポート新鮮館 富谷店  
富谷市上桜木二丁目3番3

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾  
気仙沼市東新城三丁目5番地2

3 市町村の意見の概要

(1) 廃棄物について

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみの減量化など適正な処理をお願いします。

(2) 騒音について

騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出が必要になります。  
駐車場における自動車騒音については、騒音規制法における規制基準値等に注意するとともに隣接地域への十分な配慮をお願いします。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び富谷市役所

6 縦覧期間

平成31年3月27日から平成31年5月7日まで（ただし、閉庁日を除く。）